

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【公表番号】特表2012-515429(P2012-515429A)

【公表日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-026

【出願番号】特願2011-546373(P2011-546373)

【国際特許分類】

H 01 R 12/71 (2011.01)

【F I】

H 01 R 12/71

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月15日(2013.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0081】

図11C-Dを参照して、代りの実施例は、接点191に関して上に記述されているように、通常に構成された1対の接点191'を示しているが、1対の横方向に分離された半分に分割されたように示している。したがって、各接点191'は、主本体部分200'、本体部分200'の一方端に配置され、さらに基板に取付くように構成された、横方向に延びるマウンティング端部202'、および、本体部分200'の対向する端部に配置された結合端部204'を有する。例証された実施例において、マウンティング端部202'は、4つの尾部203'を有するが、1より大きい(例えば、少なくとも2つの、少なくとも3つの、または4つ以上)か、または1に等しい、あらゆる数の分離ブレードが、熟考される。結合端部204'は、4つの分離したブレード206'を有するが、1つより多い(例えば、少なくとも2つの、少なくとも3つの、または4つ以上)か、または等しい分離したブレードのあらゆる数が、熟考される。2つの単一対応バス296の対応する1つに取付けられた2対の接点尾部203'のそれぞれを備えた第1電力接点191は、2対の接点尾部203'を有することができる。図11Cに示されるように、2つの単一の対応するバス296は、水平パネル71Aによって相互に電気的に接続することができ、または相互から電気的に絶縁することもできる。分離したブレード206'は、それぞれ、水平パネル71Aから延びることができる。接点尾部203'は、均等に、スロット、エッジカード、または接点受入れスペース207(図12A)に平行な方向に沿って相互から別に間隔をおくことができる。